

事務連絡
令和8年2月13日

都道府県・大気汚染防止法政令市
大気環境主管部局 御中

環境省水・大気環境局
環境管理課環境汚染対策室

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策
徹底マニュアル」の改正について

平素より大気環境行政の推進に御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策については、「建築物等の解体等
に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月厚
生労働省、環境省）」をとりまとめ、周知・活用を図っているところです。

今般、同マニュアルについて、下記の改正を行いました。

引き続き、本マニュアルを活用して、事業者への指導の徹底に努められるようお願い
いたします。

○改正箇所一覧及び改正後のマニュアルの掲載先（URL又はQRコード）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



記

- 1 事前調査の信頼性向上を図るため、分析調査の試料採取について、調査者等以外
の者が試料採取する場合は、調査者等の指示の下で行わせることとしたこと。
- 2 解体等作業中に発電機等の内燃機関を使用することによる一酸化炭素中毒事
故を防止するための対策を明記したこと。（厚生労働省関係）
- 3 その他、所要の改正を行ったこと。

環境省

水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

担当 中澤、桑原、長濱、下田

TEL 03-5521-8293